

# 介護保険制度 改正のお知らせ

問い合わせ

高齢介護課介護保険係(名寄庁舎2階)

☎01654③2111

(内線3234~3236)

地域住民課福祉係(風連庁舎1階)

☎01655③2511

(内線112、113)

平成27年4月からの変更点

## 介護保険料が変わりました

市では3年ごとに保険料の見直しを実施しています。

高齢者人口の増加に伴う要介護認定者の増加を見込み、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を決定しました。

国の制度改正により、介護給付費のうち65歳以上の方が負担する割合が21パーセントから22パーセントに引き上げられたこともあり、前年度までの保険料を引き上げることになります。

保険料の大幅な上昇を防ぐため、保険料の額が決まる所得段階の区分を「10段階」とするとともに、介護給付費準備基金の取り崩しを行い、上昇幅を抑えています。

65歳以上の方には、7月中旬までに平成27年度の介護保険料決定の通知書を送付しますので、ご確認ください。

※所得段階別の介護保険料は左ページの表のとおりです。



## 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました

特別養護老人ホームの新規入所は、原則として「要介護3以上の方」が対象となりました。

ただし、要介護1・2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例的に入所できます。

## 低所得の施設利用者の負担限度額が変わりました

市民税非課税世帯の方の施設利用時の居住費のうち、多床室の負担限度額が日額320円から370円に変更されました。

## 平成27年8月からの変更点

### 一定以上の所得のある方の利用者負担が2割に

一定以上の所得(本人の合計所得金額が160万円以上で、年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上)の65歳以上の方が介護サービスを利用したときの利用者負担が2割になります。

※要支援・要介護の認定を受けた方

全員に1割または2割の利用者負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。名寄市では、7月末までに対象者あてに送付します。

## 高齢介護サービス費に「現役並み所得者区分」を新設

月内の介護サービス利用者負担が一定額を超えた場合に支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分に「現役並み所得者区分」(同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、年収が単身で383万円以上、夫婦で520万円以上)が新たに設定されます。

## 低所得の施設利用者の食費・居住費軽減の要件が変更

市民税非課税世帯の方は、介護保険施設(短期入所を含む)利用の際の食費・居住費の軽減制度があります。が、別世帯の配偶者が市民税課税者である場合、または預貯金等が単身で1000万円、夫婦2000万円を超える場合は、軽減対象となりません。

軽減を受けるためには、申請が必要ですので、介護保険係または入所施設の相談員、担当のケアマネジャーにお問い合わせください。



平成27年度から平成29  
年度の介護保険料が決  
定しました



平成27年度～平成29年度の65歳以上の介護保険料（基準月額4,727円）

段階	対象者	基準額に対する 負担割合	年額保険料 ※1
第1段階 ※2	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等支援給付を受給されている方 ・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(0.50) ※3 0.45 ※4	(2万8,300円) ※3 2万5,500円 ※4
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.65	3万6,800円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	4万2,500円
第4段階	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	4万8,200円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、同一世帯に市民税課税の方がいる 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	5万6,700円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6万8,000円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	7万3,700円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	8万5,000円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上700万円未満の方	1.70	9万6,400円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が700万円以上の方	2.00	11万3,400円



- ※1 年間保険料は基準月額(4,727円)×負担割合×12カ月で計算し、100円未満は切り捨てます。
- ※2 所得の低い方の保険料負担に配慮し、平成27年度から第1段階の方は公費(国・北海道・名寄市)により保険料が軽減されています。
- ※3 軽減前の(本来の)保険料
- ※4 公費による軽減後の保険料